

人権啓発講座・ 男女共同参画推進啓発講座

性の多様性についてまずは知り、そして理解を深めていきましょう。

日時 8月25日(金) 13時30分～15時

場所 市民館2階第2・3会議室

テーマ 「性の多様性が認められる社会に向けて」

講師 広島修道大学人文学部

河口 和也 教授

入場料 無料

問い合わせ 地域づくり課人権男女共同参画係

☎ 22-7736

人権擁護委員の委嘱について

7月1日付けで法務大臣から委嘱された人権擁護委員を紹介します。人権擁護委員は、市民のみなさんから人権相談を受けたり、人権について関心を持ってもらえるよう啓発活動を行ったりしています。

丹下 成子 さん(再任)(竹原町)

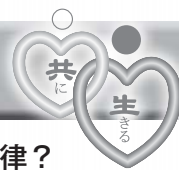
井上 節堂 さん(再任)(忠海床浦二丁目)

問い合わせ

広島法務局東広島支局

☎ 082-423-7707

性の多様性について理解を深めましょう



世の中には「男性」と「女性」の2つの性しかないと言われてきました。しかし、「身体の性」と「心の性」が一致しない人や、自分の性を決められない人・分からない人がいます。また、好きになる性も誰もが同じとは限らず、恋愛感情を抱かない人もいます。性のあり方は人それぞれであり、一人ひとりの尊厳に関わる大切なことです。

多様な性の代表的な4つの要素

性を構成する要素はたくさんありますが、代表的な次の4つの要素を紹介します。

○身体(からだ)の性

身体的特徴から判断される性。

○心の性(性自認)

自分が認識している性。身体の性と心の性が一致する場合をシスジェンダー、違和感がある場合をトランスジェンダーといいます。

○好きになる性(性的指向)

恋愛・性愛の対象となる性。

○表現する性

服装や言葉遣い、振る舞い方等で表現される性。

LGBTを詳しく知っていますか？

LGBTとは、Lesbian(レズビアン：女性の同性愛者)、Gay(ゲイ：男性の同性愛者)、Bisexual(バイセクシュアル：両性愛者)、Transgender(トランスジェンダー：身体と心の性が一致しないため、身体の性に違和感を持つ人)の頭文字から作られた言葉ですが、性の多様性を総称するものです。これらの人たちは人口に占める割合が少ないことからセクシュアルマイノリティ(性的少数者)と言われることもあります。

LGBT理解増進法とは、どんな法律？

社会では性的少数者に対する理解が進んでいるとはいえません。そのような中、LGBT理解増進法と言われる「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が令和5年6月23日に施行されました。

この法律は、性の多様性にかかわらず人権を尊重し、不当な差別があってはならないという基本理念のもと、国・地方公共団体・事業主・学校の役割等を明らかにするとともに、国が基本計画を策定し国民の理解を増進していくというものです。

お互いを認め合える社会へ

言葉は、相手に力を与える事ができる一方で、相手を傷付けてしまう力も持っています。性の多様性を否定するような言動には「良くないこと」と指摘する勇気が必要です。また、性の悩みを打ち明けられたときは、相手があなたを信頼してのことなので、まずは受け止め、しっかりと話を聞きましょう。了解なく他人に話さず「話してくれてありがとう」「困った時は支えるよ」ということを伝えましょう。

心身の性別は、自分で選べるものではありません。それぞれの性のあり方を認め合える社会を作ることが大切です。

エソール広島LGBT電話相談

☎ 082-207-3130

毎週土曜日10時～16時(祝日・年末年始を除く)

ご家族、パートナー、支援者からの相談もお受けします。

問い合わせ

地域づくり課人権男女共同参画係

☎ 22-7736